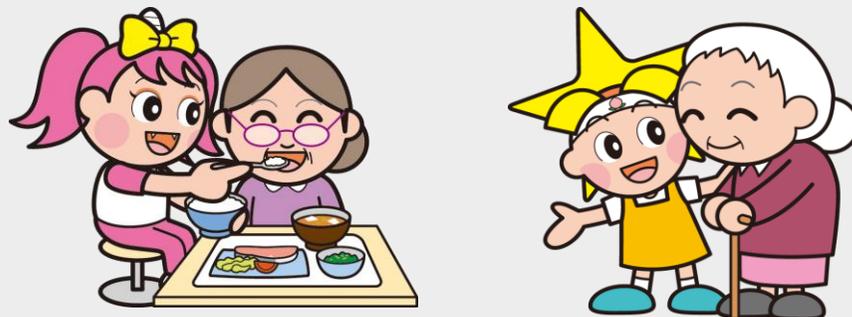


第9期岡山県高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業支援計画について

令和5年9月25日（月）



岡山県 子ども・福祉部 長寿社会課

高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画について（趣旨）

老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉事業の供給体制を確保するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために策定する計画

1 計画策定の趣旨

- 高齢者が要介護状態になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療サービスと福祉サービスの提供体制を計画的に整備するため、計画を策定するものである。

2 計画の性格

- 老人福祉法第20条の9第1項に規定する老人福祉計画と介護保険法第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画とを一体のものとして、都道府県が策定する計画
- 市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画
- 県の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画
- 「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」と整合性を確保するとともに、「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、「岡山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」、「岡山県住生活基本計画・岡山県高齢者居住安定確保計画」、「岡山県地域防災計画」、「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を保った計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画について（概略）

計画期間

3年間 ・ 現行の第8期計画の期間はR3年度～R5年度、第9期計画の期間はR6年度～R8年度

計画の内容（主なもの）

1 老人福祉圏域の設定

・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定める。

※第8期計画までは、「県南東部」「県南西部」「高梁・新見」「真庭」「津山・勝英」の5圏域で保健医療計画に定める二次保健医療圏と一致

2 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

・ 市町村が介護保険事業計画策定のために推計した見込み等を基に定める。

3 自立支援・重度化防止、介護給付適正化の取組への支援に関する取組及び目標

・ 市町村が行う自立支援等の取組への支援に関して取組及び目標を定める。

4 その他

・ 国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に基づいて策定する。

○地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

○認知症施策の推進

など

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）

1 基本的考え方

- ・次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- ・高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- ・都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

2 見直しのポイント（案）

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型サービスの更なる普及

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

策定スケジュールについて

協議会等開催日	内 容
令和5年 6月 5日	第1回介護保険制度推進委員会（計画策定について）
8月21日～ 9月1日	市町村との調整（施策のポイントの調整）
9月25日	医療計画・介護保険事業計画の需要・整備目標等に関する「協議の場」
9月27日～ 10月6日	市町村との調整 （介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの調整）
10月23日	第2回介護保険制度推進委員会（計画骨子案）
11月	第3回介護保険制度推進委員会（計画素案）
12月	計画素案の決定 パブリックコメントの実施
令和6年 2月	第4回介護保険制度推進委員会（計画案）
3月	計画決定